

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 177 役員報酬の開示の拡充について

平成 31 年 1 月 31 日に、内閣府令第 3 号「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布され、役員報酬の開示が拡充されました。本改正は金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」（平成 30 年 6 月 28 日、以下 WG 報告）を受けたものです。以下では、WG 報告の提言と、それを受けた内閣府令の改正内容を見ていきたいと思えます。

まず、経営陣の報酬内容・報酬体系と経営戦略や中長期的な企業価値向上との結び付きを検証できるよう、役員報酬プログラムの開示において、報酬の決定・支給の方法やこれらに関する考え方を具体的に分かりやすく記載するべきであるとの提言を受けて、以下の改正がされました（企業内容等の開示に関する内閣府令第 2 号様式 記載上の注意（57）a、第 3 号様式 記載上の注意（38））

- ・ 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法を記載すること。当該方針を定めていない場合には、その旨を記載すること。
- ・ 役員報酬等に、業績連動報酬が含まれる場合において、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。
- ・ 当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。
- ・ 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針を定めている場合には、当該方針の内容を記載すること。
- ・ 提出会社が指名委員会等設置会社以外の会社である場合において、役員報酬等に関する株主総会の決議があるときは、当該株主総会の決議年月日及び当該決議の内容

次に、実際の報酬が報酬プログラムに沿ったものになっているか、経営陣のインセンティブとして実際に機能しているかを確認できるようにするべきであるとの提言を受けて、以下の改正がされました（企業内容等の開示に関する内閣府令第 2 号様式

記載上の注意 (57) b、第 3 号様式 記載上の注意 (38))。

- ・役員区分ごとに、報酬等の総額、報酬等の種類別（例えば、固定報酬、業績連動報酬及び退職慰労金等の区分をいう。以下において同じ。）の総額及び対象となる役員の員数を記載すること。
- ・提出会社の役員ごとに、氏名、役員区分、提出会社の役員としての報酬等（連結報酬等を含む。）の総額及び連結報酬等の種類別の額について、提出会社と各主要な連結子会社に区分して記載すること（ただし、連結報酬等の総額が 1 億円以上である者に限ることができる。）。使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なものがある場合には、その総額、対象となる役員の員数及びその内容を記載すること。
- ・提出会社の役員の報酬等に業績連動報酬が含まれる場合には、最近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。

さらに、報酬決定プロセスの客観性・透明性のチェックを可能とするため、取締役会・報酬委員会の具体的活動内容などについても開示を求めるべきであるとの提言を受けて、以下の改正がされました（企業内容等の開示に関する内閣府令第 2 号様式 記載上の注意 (57) c、第 3 号様式 記載上の注意 (38))。

- ・提出会社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲を記載すること。
- ・提出会社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会（提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものをいう。以下において「委員会等」という。）が存在する場合には、その手続の概要を記載すること。
- ・最近事業年度の提出会社の役員の報酬等の額の決定過程における、提出会社の取締役会（指名委員会等設置会社にあつては報酬委員会）及び委員会等の活動内容を記載すること。

役員の報酬等の開示については、平成 31 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用されます。